

APEC・ビジネス・トラベル・カード(ABTC)について【概要】

1. APEC・ビジネス・トラベル・カード(ABTC)の効果

(1)旅券及びABTCのみで、ABTC制度参加国・地域当局の入国審査を受けることができる(査証(ビザ)が免除される。)

(*通常、外国への入国にはビザが必要。国・地域によっては、ABTCの有無に関わらず短期商用目的等一定の場合にビザが免除されるケースもある。)

(2)各国・地域の主要空港では入国審査時にABTC専用レーン(又は優先レーン)を利用することができ、円滑な審査が受けられる。

(*専用レーン等は各国・地域の主要空港に設置。)

(3)入国が許可されれば、60日から90日程度の滞在が可能。

(*滞在可能日数や入国条件等は渡航先国・地域により異なりますのでご注意ください。)

2. 対象国・地域

次の19ヶ国・地域(カナダ及び米国の2ヶ国は暫定参加中(専用レーンの提供のみ))

日本、オーストラリア、ブルネイ、チリ、中国、中国香港、インドネシア、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、チャイニーズ・タイペイ(台湾)、タイ、ベトナム

3. 申請要件(日本の場合)

- ① 有効な日本国旅券を所持していること。
- ② 申請書、その他の提出書類に虚偽の記載がないこと。
- ③ 犯罪歴がないこと。
- ④ 以下のいずれかの要件に該当していること(外務省告示)。
 - イ) アジア太平洋経済協力ビジネス諮問委員会(ABAC)の日本委員、日本代理委員又は日本委員を補佐する業務に従事する方
 - ロ) 過去一年間貿易又は海外投資を行った実績を有する機関の経営者若しくは当該機関に雇用された者又は当該機関と貿易等に関する事業を実施する上で必要となる業務上の提携を行っている機関の経営者若しくは当該機関に雇用された者であって、参加国等において貿易等に関する事業を行うことを目的として参加国等に渡航し、かつ、今後同様に渡航することが必要であると認められる方
(*貿易等に関する事業：短期間に行われる貿易若しくは投資に関する交渉、業務連絡、市場調査、契約締結、納品後の役務これらに関連する事業)
 - ハ) ABAC日本支援協議会の構成団体(日本経済団体連合会、日本商工会議所(日本商工会議所の会員である商工会議所を含む。)、経済同友会及び関西経済連合会)の職員、その団体の会員である機関の経営者又は当該機関に雇用されている方で、貿易等に関する事業を行うことを目的として参加国・地域への渡航が必要であると認められる方
 - ニ) 貿易等に関する事業を行う機関の経営者又は当該機関に雇用された方で、貿易等に関する事業のうち特に災害復興に資すると認められるものを行うことを目的として参加国・地域に渡航し、かつ、今後同様に渡航することが必要であると認められる方
 - ホ) 税関長が承認又は認定した貿易関連事業者であって、参加国等において貿易等に関する事業を行うことを目的として参加国等に渡航し、かつ、今後同様に渡航することが必要であると認められる方
(*次の場合は不可：・ABTC参加国・地域の機関に雇用されて就労し、収入又は報酬を得ることが渡航目的の場合。
・申請者の主たる業務が、職業運動選手、報道特派員、芸能人、音楽家、芸術家等である場合。)

4. 申請手続き等

・ABTC希望者は、外務省HPからオンライン申請を行う。申請に必要な提出書類は、申請書、旅券の写し、写真、在職証明書等。

- ・申請手数料（収入印紙 13,000 円分）が必要。申請手数料は郵送のみ。
- ・ABTC 有効期間は、発行日より 5 年間（旅券の残存有効期間が 5 年未満の場合は旅券の有効期限まで）
（* 2024 年 4 月 1 日より申請方法はオンラインに完全移行。郵送申請不可。）

5. ABTC で入国した際に許される活動内容

- ・短期間行われる収入又は報酬を伴わない活動であって、商談、業務連絡、市場調査、投資のための契約締結、納品後の報酬を伴わないアフターサービス等に限定されている。したがって、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行った場合には、当該国の法令に従い処罰される可能性があるほか、所持している ABTC は失効される。

6. バーチャル ABTC について

- ・2020 年 1 月、APEC 参加国・地域において、これまでのプラスチック ABTC に代わり、スマートデバイスにインストールされたアプリケーションを用いて表示されるバーチャル ABTC（以下「VABTC」という。）を利用することが決定されました。現時点（2024 年 4 月現在）で、13 の APEC 参加国・地域が VABTC を導入しています（オーストラリア、ブルネイ、チリ、インドネシア、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、タイ及びベトナム）。

日本では 2024 年 4 月 1 日から、VABTC の利用を開始しました。VABTC の交付を開始していない国・地域にも、VABTC を利用して渡航することが可能です。

（*バーチャル ABTC は参加国・地域からの承認状況にかかわらず、日本の承認が下り次第交付されます。希望渡航先への渡航は渡航先国・地域の承認が必要になります（注 1）（注 2）。）

（注 1）バーチャル ABTC が交付されても、希望渡航国・地域が未承認であれば、バーチャル ABTC を使用した希望渡航国・地域の渡航はできません。

（注 2）ロシア政府は現時点でバーチャル ABTC による入国を認めていません。ロシアへの渡航を希望される場合、既にお持ちの有効なプラスチック ABTC 又は入国査証が必要となります。

※申請に当たっては、必ず、外務省 HP (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/vabtc_index.html) にて詳細をご確認ください。